

令和8年度 大学教育再生戦略推進費
地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の
機能強化事業
公募要領（二次公募）

令和8年6月
文部科学省

目 次

1. 背景・目的	1	(1) 申請書類	8
2. プログラムについて	1	(2) 公募期間及び提出期限	8
(1) 申請対象	1	(3) 提出方法	8
(2) 選定件数	2	(4) 留意事項	8
(3) 補助期間	2	8. 補助金の交付等	9
(4) プログラムの規模	2	(1) 補助金の交付	9
3. 申請資格・要件等	2	(2) 補助金の執行に関する留意事項	9
(1) 申請者等	2	(3) 補助金における不正等への対応	10
(2) 申請可能件数	3	9. その他	11
(3) 申請資格	3	(1) 学生等の安全確保	11
4. 申請書の作成	5	(2) 安全保障貿易管理について	11
(1) 申請書等	5	(3) 研究インテグリティの確保	12
(2) 指標の設定	5	(4) プログラム情報の公表等	12
(3) 資金計画	6	(5) その他エラー! ブックマークが定義 されていません。	
(4) その他	6	10. 問合せ先等	12
5. 選定方法等	6	(1) 問合せ先	12
(1) 審査手順	6	(2) スケジュール	12
(2) プログラム委員会による意見	7	(別添 1 : 事業一覧)	13
6. プログラムの実施と評価等	7	(別添 2 : 申請資格iv 関係)	14
(1) 実施体制	7	(別添 3 : 申請制限対象事業)	15
(2) 評価等	7	(別添 4 : 経費の使途可能範囲)	16
(3) 成果の発信・普及	7		
7. 申請書等の提出	8		

令和8年度 大学教育再生戦略推進費¹
地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業
公募要領

1. 背景・目的

子供たちへの質の高い教育を担う教師には、志ある優れた人材を得ることが必要であり、「教員養成は大学、採用・研修は教育委員会」というこれまでの垣根を越えた連携強化が求められています。

地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業（以下「事業」という。）においては、大学と教育委員会が連携・協働し

- ・大学入試における「地域教員希望枠」の導入
- ・当該学生への地域課題に対応したコース・カリキュラムによる教育
- ・高校生に対する特別プログラムの導入

など、大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を促進し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を継続的・安定的に養成し、確保することを目的としています。

2. プログラム²について

(1) 申請対象

以下の取組を実施するプログラムを対象とします。

教育委員会と大学を結ぶコーディネーター教員が中核となり、教員を目指す「地域教員希望枠」の導入・拡充等の入試改革、離島・へき地、特別支援教育、不登校等の地域課題や特定分野に強み・専門性を有する教師等の地域ニーズに対応したコース・カリキュラムの構築（例：①地域課題に対応した教員養成、②特定の強み・専門性を有する教員養成、③留学促進や海外大学と連携した教員養成、④新しい学校づくりの有力な一員となり得る高度人材養成のための教員養成、⑤広域的な教員養成等）を実施すること。

また、高校生に対する教職セミナー等の高大接続や、教員採用における特別選考等、大学と教育委員会の連携・協働のもと、地域が求める質の高い教師を継続的・安定的に養成し、確保するシステムを構築すること。

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

² ここでのプログラムとは個別提案のことをいい、補助事業総体を事業という。

(2) 選定件数

- ①単独事業 10 件程度
- ②連携事業 1 件程度

ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

※連携事業とは、複数の大学が連携して取り組み、連携大学においても地域教員希望枠入試の実施や特別な教育プログラム等を実施する事業を指します。

(3) 補助期間

①単独事業、②連携事業ともに令和 10 年度までの最大 3 年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

(4) プログラムの規模

【補助金基準額】

- ・単独事業 9,700 千円 (年間)
- ・連携事業 17,000 千円 (年間)

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、事業 3 年目の補助基準額は 2 / 3 程度に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

- ① 対象機関

申請日時点で教職課程の認定を受けている学科等を有する国公立大学³を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程）で申請することはできません。

なお、複数の者が共同で補助事業を実施する場合は、主となる一つの者を補助事業者として補助金が交付されます。連携事業の場合も同様に、主となる一つの者を補助事業者として補助金が交付されます。

④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は2件とします。ただし、既に選定済みのプログラムと同内容の取組を再度申請することはできません。

また、2件目の取組を申請する場合は、追加の経費が必要である理由を明確にしたうえで申請してください。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、事業に申請できません。※連携事業の場合、代表校のみならず、連携先大学も対象となります。

また、補助期間中において、いずれかに該当することとなった場合（※）、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

※対象年度が記載されているもの（iii、iv、v、vi、vii、ix、x）については、補助期間中、各年度で対象年度を読み替えることとします。

(組織運営関係)

i) 学生募集停止中の大学

ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学

³ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

- iii) 「私立大学等経常費補助」において、「私立大学等経常費補助金 私立大学等研究推進費補助取扱要領」第3条の規定に基づき、令和7年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- iv) 令和7年度に実施した令和8年度大学入学者選抜において、文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する「第4 試験期日等」や募集人員の適切な設定を遵守していない大学（詳細は別添2のとおり。）
- v) 文部科学省が実施する令和7年度「全国学生調査（本格実施）」に参加していない大学、もしくは「意向等確認調査」において、調査結果公表に「同意する」と回答していない大学
- vi) 再推費における事業のうち令和7年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添3のとおり。）
- vii) 再推費における事業のうち令和7年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添3のとおり。）

（設置関係）

- viii) 設置計画履行状況等調査で本事業を実施する学科において、「指摘事項（法令違反）」又は「指摘事項（是正）」が付されている大学
- ix) 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- x) 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和（短期大学の場合は学科））が、下記の表1に掲げる令和8年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- xi) 設置する学部（短期大学の場合は学科）のうち、下記の表1に掲げる令和8年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

(表 1)

区分	大学					短期 大学
	大学規模 (収容定員)	-	4,000人以上			
学部規模 (入学定員)	-	300人 以上	100人 以上 300人 未満	100人 未満		
令和8年度 収容定員 充足率	0.7を 上回る	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満	1.15倍 未満

※大学規模(収容定員)が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

※収容定員充足率の算出は「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)」に準拠する。

※国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等は、認定後の収容定員充足率の上限を適用する。

(事業関係)

- xii) 事業の趣旨・目的を踏まえ、本事業は67都道府県・指定都市教育委員会又は大阪府豊能地区教職員人事協議会(以下「教育委員会等」という。)のいずれか又は複数の教育委員会との連携を必須とします。
- xiii) 地域教員希望枠入試が導入又は令和10年度実施の令和11年度入試までの導入計画を有することを必須とします。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

(2) 指標の設定

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、プログラムの選定校と非選定校との比較が可能な指標を含められないか検討の上、可能な限り設定してください。

(3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。
- ③ 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

プログラムの選定のための審査は、文部科学省に設置する「地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業委員会」（以下「プログラム委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、必要に応じて「面接審査」の二段階で行います。プログラム委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定します。具体的な審査方法等については、『令和8年度「地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業」審査要項』を参照してください。

また、選定結果の通知は8月中旬頃に行う予定です。

(2) プログラム委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. プログラムの実施と評価等

(1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 評価等

- ① プログラムについては、プログラム委員会による毎年度のフォローアップ活動と事後評価を実施する予定です。
- ② 事後評価は補助期間終了後の令和 11 年度に、それぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めます。
- ④ フォローアップ活動においては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、事後評価の対象となります。
- ⑤ 事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たな事業の申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 取組の発信・普及

取組内容について、大学等のウェブサイトにおいて高校生等をはじめ、広く国民・社会に対して発信してください。また、プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するなど、広く公表することを検討してください。

プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

7. 申請書等の提出

(1) 申請書類

- ① 計画書【様式1】～【様式3】 Excel、Word、PowerPoint ファイル
- ② 計画書【様式1】～【様式3】をまとめた一括 PDF ファイル
- ③ 申請資格調査票 Excel ファイル

(2) 公募期間及び提出期限

<公募期間>

令和8年6月30日～令和8年7月28日 17時（必着）

※ 補助対象経費は、事業を実施するために必要な経費であり、交付決定後に支出した経費に限ります。事業を実施するために必要な経費であっても、交付決定前に契約・発注等を行った経費については補助の対象にならないので注意してください。

(3) 提出方法

以下の URL に計画書をアップロードし、アップロードが完了した旨を専門教育課教員養成企画室宛てにメールで連絡すること。

① URL : <https://mext.ent.box.com/f/b26cdc8194794c03987dce6cbb4be302>

② メール宛先 : kyoin-y@mext.go.jp

③ メール件名 : 【〇〇大学】令和8年度地域教員希望枠

※ 専門教育課教員養成企画室においてメール受信確認後、翌営業日中に送信者に対して受領を通知します。

(4) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡を

します。

- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。
- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問とあわせ、ウェブサイト等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適切と考えられる事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添4に示すものとします。
- ② 毎年度、「大学改革推進等補助金交付要綱」（平成17年4月1日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理につい

ては、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大3年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

- ③ プログラムが選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

- ④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

（3）補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じます。

- ① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

- ② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

- ③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表します。

- ④ 新たに公募する事業の選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費事業のプログラムを選定する際に参考として活用します。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮し、当該学生等から定期的な状況報告を受けるなど、随時状況確認ができるような体制を確保してください。学生が海外に渡航・滞在する場合は、文部科学省「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認し、学生への意識啓発及び危機管理体制の整備を行ってください。

特に、在留届（旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する場合は提出が義務付けられているもの）の提出及び外務省海外旅行登録「たびレジ」（海外での滞在期間が3か月未満の場合はこちらのみ）への登録により、緊急情報の提供を受けることができるので、派遣学生に対して、必ずこれらの登録の必要性及び手続き等を十分に周知してください。

また、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。派遣期間中に派遣・訪問予定先国（地域）もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合は、至急、学生等の危険地域からの移動や派遣の中止等、必要な措置をとってください。

(2) 安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためには、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術を一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学のコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反すればその大学も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

特に、本事業への申請に当たり、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内の安全保障貿易管理体制が整備されていることを改めてご確認いただくようお願いします。

また、入国後6か月経過又は国内の事務所に勤務する研究者や留学生は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）における居住者となりますが、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてご留意願います。

(3) 研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがありますのでご承知おきください。

(参考)「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）」(令和3年4月27日付け3文科科第70号)

https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagoku-000019002_3.pdf

(4) プログラム情報の公表等

選定された大学については、プログラムの概要等について公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。

選定された大学は、他の大学や学生を含め、取組内容について広く情報提供するとともに、国内大学における教員養成を先導する大学として情報発信に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課教員養成企画室 教育大学係

電話番号：03-5253-4111（内線 3498）

(2) スケジュール

公募締切 令和8年6月30日（火）～7月28日（火）17時（必着）

書面審査 令和8年8月上旬頃

選定結果通知 令和8年8月中旬頃

交付内定 令和8年8月～9月頃（予定）

（事業開始）

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
 —大学教育再生戦略推進費—

令和 8 年度予算額 121 億円

■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業	7 億円
○ 都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進	0.8 億円
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	6 億円
○ 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業	19 億円
○ 卓越大学院プログラム	4 億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	4 億円
○ 半導体人材育成拠点形成事業	6 億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	4 億円
○ 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業	5 億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	15 億円
○ 大学の世界展開力強化事業	14 億円
－ インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(2 億円)
－ 米国等との大学間交流形成支援	(4 億円)
－ EU 諸国等との大学間交流形成支援	(1 億円)
－ グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援	(3 億円)
－ アジア諸国との大学間交流形成支援	(4 億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	6 億円
○ 高度医療人材養成拠点形成事業	21 億円
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9 億円

※補助金事業のみを記載。

※「地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業」の予算額には事務費を含む。

(別添2：申請資格iv関係)

令和7年度に実施した、令和8年度入学者選抜（一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜）の場合

※令和8年度大学入学者選抜実施要項（令和7年6月3日文部科学省高等教育局長通知）の遵守状況

※帰国生徒又は社会人を対象とする選抜や、秋期入学など4月以外の入学時期に係る選抜は対象外

① 試験期日等

- 一般選抜：教科・科目に係るテストの試験期日が、令和8年2月1日から3月25日までの間、合格者の決定発表が3月31日までの間に設定されている
- 総合型選抜：入学願書受付が、令和7年9月1日以降に設定されている
※ 出願に直結し、実質的に出願行為と解される手続き（「エントリー」等名称は問わず）を含む
- 学校推薦型選抜：入学願書受付が、令和7年11月1日以降に設定されている
※ 出願に直結し、実質的に出願行為と解される手続き（「エントリー」等名称は問わず）を含む
- 総合型選抜、学校推薦型選抜：教科・科目に係るテストの試験期日が令和8年2月1日から3月25日までの間に設定されている（教科・科目に係るテストを2月1日よりも前に実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、「小論文・面接・実技検査等」又は「志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等」を組み合わせ丁寧に評価している）
- 総合型選抜：合格者の決定発表が、令和7年11月1日から8年3月31日までの間に設定されている
- 学校推薦型選抜：合格者の決定発表が、令和7年12月1日から一般選抜試験期日の10日前まで（共通テストを課す場合は前日までのなるべく早い期日）に設定されている

② 募集人員の適切な設定

- 学校推薦型選抜：学部等募集単位ごとの入学定員の5割以内の募集人員に定められている【短期大学は対象外】
- 評価・判定の方法や対象等の取扱いに差異を設ける場合に、それぞれの募集区分ごとに募集人員が定められている

(別添3：申請制限対象事業)

- 令和7年度に実施した事後評価の結果により、令和8年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和元年度	卓越大学院プログラム
令和2年度	大学の世界展開力強化事業 (アフリカ諸国との大学間交流形成支援)
令和2年度	保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト
令和2年度 令和3年度	知識集約型社会を支える人材育成事業

- 令和7年度に実施した中間評価の結果により、令和8年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和4年度	地域活性化人材育成事業 ～SPARC～
令和4年度	デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業
令和4年度	ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
令和5年度	人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業
令和5年度	大学の世界展開力事業 (米国等との大学間交流形成支援)

(別添4：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できません。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の新設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できません。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できません。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。